

# 審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第 25 条第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 火薬類取締法第 25 条第 1 項及び第 2 項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、第 50 条の 2（猟銃用火薬類等の特則） ・ 火薬類取締法施行令第 12 条（政令で定める火薬） ・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項及び第 3 項、第 11 条（消費の許可の申請）、第 12 条（無許可消費数量）、第 13 条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： ・ 当該火薬類の爆発又は燃焼が、 （1） 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき （2） 他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間：5 日
申 請 先：警察署生活安全課
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話 022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：